

令和7年度 IT企業向け市内体験型視察ツアー
業務委託公募仕様書

1. 適用

本仕様書は、沼津市（以下、「発注者」という）が受託者に委託して実施する令和7年度IT企業向け市内体験型視察ツアー業務委託について必要な事項を定めるものとする。

2. 本業務の目的

本市では、企業の集積及び雇用機会の創出を図ることによる本市産業の活性化を目的に企業誘致の取組を実施している。また、近年の産業界におけるIT化からデジタル人材と呼ばれる人材の確保を進めるため、本市においても既存事業である「沼津市ITオフィス等進出事業費補助金」を活用した企業誘致に力を入れているが、補助制度のみならず、進出検討企業に対し本市における労働・住環境等について積極的に発信することにより、さらなるIT企業の市内移転・サテライトオフィス立地促進を図ることを目的に実施する。

3. 履行期間

本契約の履行期間は、契約締結後から令和8年3月31日までとする。

4. 業務の内容

本事業では、企業とのネットワークを持ち企業情報の収集力・分析力に優れた民間事業者と連携し、首都圏のIT・ICT企業等を対象とする視察ツアーを実施し、沼津市で住み働くイメージを高め、市内へのサテライトオフィス等の立地促進を図ることを目的とする。

(1) 沼津市へ立地可能性のある企業の抽出（リード獲得）

首都圏等に本社を有するIT・ICT企業等のうち、沼津市に立地可能性のある企業かつ沼津市ITオフィス等進出事業費補助金の補助対象者となりうる業種（別表1）を抽出し、その企業に対してセミナーやフォームマーケティング、テレマーケティング等の手法を用いて、企業の沼津市への進出意向を確認しつつ、オンライン相談会等を案内する。

【要求水準】

約3,000社へのアプローチ

(2) オンライン相談会の実施

(1)で抽出した企業に対しプロモーション活動を実施し、継続した企業とのやり取りをするための関係構築や、視察ツアー参加のアポイント獲得に向けた有効な内容を実施すること。参加条件は、本市でのサテライトオフィス開設に関心のある企業の、サテライトオフィス開設の意思決定に関与できる方とする。

【要求水準】

9 社程度

(3) 合同視察ツアーの企画・実施

本市における合同視察ツアーの企画及び運営を行うこと。実施にあたっては、以下の項目を網羅すること。

- ① 視察行程は1泊2日を基本とし、1社あたりの参加人数は2名以内とする。
- ② 本市内での視察ツアー中の移動に係る費用は委託料に含むものとする。
- ③ 視察ツアー中については受託者の担当者が同行すること。
- ④ 視察ツアーについては、本市へのサテライトオフィス設置に効果的な内容とし、訪問場所等その他詳細については提案内容を基に発注者と協議の上決定すること。
- ⑤ 視察ツアーにかかる受託者の経費については委託料に含むこととするが、以下の経費については、当該委託料の対象外とする。
 - ア 視察ツアー中における食事代
 - イ その他本事業と関連性が認められない経費

【要求水準】

視察ツアー参加企業数：5社程度

5 スケジュール

- ・以下のとおり想定しているが、市と受託者で協議のうえ、決定すること。

8月末まで	企業の抽出→オンライン相談会等の案内
8月以降随時～2月末まで	オンライン相談会・合同視察ツアーの企画、実施
3月末まで	実績報告

6 実施体制

- ・受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- ・本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、IT企業等の誘致に向けた知識習得、情報収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- ・受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を委託料の範囲内で調達すること。
- ・受託者は、委託者及び関係者と定期的に打合せの場を設ける等、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- ・受託者は、本業務に係る実績報告として、実施状況等について、委託者に対して適宜報告を行うものとする。
- ・受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講ずること。
- ・受託者は、本業務執行にあたり知り得た情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らして

はならない。

7 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

※各事業終了後、速やかに報告書を提出し、全ての事業終了後に最終の報告書を提出すること。

(内容) 業務実施記録、募集チラシ、現場写真、結果報告、視察ツアー参加者のアンケート分析結果、その他関係資料

8 業務委託料の支払い

市は、受託者から提出された報告書により、業務の執行を確認し、受託者からの請求に基づき、支払うものとする。

9 業務実施上の注意点

・ 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、委託者承諾の上、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

・ 業務遂行上のトラブル

業務遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。

別表1

事業	内容
情報通信業	日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類（以下「大分類」という）—G情報通信業のうち、以下に掲げるものをいう。 (1) 中分類37—通信業 (2) 中分類39—情報サービス業 (3) 中分類40—インターネット付随サービス業 (4) 中分類41—映像・音声・文字情報制作業
サービス業	大分類R—サービス業（他に分類されないもの）のうち、以下に掲げるものをいう。 細分類9294—コールセンター業